

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	菊水化学工業株式会社
【英訳名】	KIKUSUI CHEMICAL INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今井田 広幸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目3番3号AMMNA Tビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 今井田広幸は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は製造業及び建築物の改修改装工事（ビルリフレッシュ）を営んでおり、営業拠点については、各営業拠点で行う事業がほぼ同一であり、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断し、重要な選定指標に用いました。評価範囲の割合は、全社的な内部統制の評価が良好であることから前連結会計年度の連結売上高の金額が高い拠点から合算し、おおむね3分の2程度に達する営業拠点までを「重要な事業拠点」としました。また、製造拠点については、各製造拠点で行う事業がほぼ同一であり、事業拠点の重要性を判断する指標として製造費用が適切であると判断し、重要な選定指標に用いました。評価範囲の割合は、全社的な内部統制の評価が良好であることから前連結会計年度の連結製造費用の高い拠点から合算し、おおむね3分の2程度に達する製造拠点までを「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、当社が製造業及び建築物の改修改装工事（ビルリフレッシュ）を営んでいることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。具体的には、建築物の改修改装工事（ビルリフレッシュ）に係るクレームに対する補償費用は、状況変化や不確定要素を含み見積りや予測を伴うことから完成工事補償引当金プロセス等を追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。